

## 和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）事業申請手続き

### 第1 事業の趣旨

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農に向けた研修段階の就農希望者に対して就農準備資金（以下「資金」という。）の交付を行います。

### 第2 事業の内容

知事が就農に向けて必要な技術等を習得できると認める研修機関等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対し、予算の範囲内で資金を交付します。

### 第3 申請者の要件

原則として和歌山県内での就農を前提として研修機関等において研修を受ける者で、次に掲げる（1）から（14）の要件を満たす者に対して資金を交付します。

（1）就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

（2）研修計画（別記第1号様式）の内容が次に掲げる要件に適合していること。

ア 研修期間がおおむね1年、かつ、おおむね1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

イ 次の（ア）～（ウ）の研修機関等で研修を受けること。

（ア）県農林大学校、県就農支援センター（以下「県研修機関」という。）

（イ）県農業次世代人材投資事業等研修機関認定要領及び県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）研修機関認定要領に基づき知事の認定を受けた先進農家・先進農業法人、市町村、協議会等（以下「先進農家・協議会等」という。）

（ウ）公益社団法人国際農業者交流協会

ウ 先進農家・協議会等で研修を受ける場合にあっては令和7年12月1日から令和8年3月1までの期間、県研修機関での研修を受ける場合にあっては令和7年4月1日から令和8年3月1までの期間に研修を開始する計画であること。

エ 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

（ア）当該先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

（イ）当該先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトは除く。）を結んでいないこと。

（3）常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。

(4) 原則として生活費の確保を目的とした国又は和歌山県の他の事業による給付等（生活保護や雇用保険制度、求職者支援制度、遺族年金、地域おこし協力隊など）を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記1新規就農促進研修支援事業（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記2就農準備資金・経営開始資金、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記1新規就農促進研修支援事業若しくは別記5就農準備支援事業又は新規就農者確保緊急円滑化対策事業（令和5年12月1日付け5経営大2016号農林水産事務次官依命通知）の別記1就農準備・経営開始支援事業を受けていないこと。

(5) 研修終了後1年以内に独立・自営就農（次のアからオまでの要件を全て満たすものをいう。以下同じ。）、雇用就農（次のカ、キの要件のいずれかを満たすものをいう。以下同じ。）又は親元就農（親族が経営する農業経営体に就農し、次のク、ケの要件を全て満たすものをいう。以下同じ。）を目指していること。

独立・自営就農	ア 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの及び特定作業受委託を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。 イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。 ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。 エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
雇用就農	カ 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結していること。 キ 通算5年以上の雇用契約を締結していること。

親元就農	<p>ク 家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすることを確約すること。</p> <p>ケ 就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承」という。）となる又は独立・自営就農することを確約すること。</p>
------	--

- (6) 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後（親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年内に農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- (7) 研修終了後に雇用就農し、独立することを前提とする場合は、就農後5年内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。
- (8) 研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると知事が認める場合に限り、採択を可能とする。
- (9) 研修中の事故による怪我等に備えて、交付対象となる研修期間が開始するまで、又は研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入すること。
- (10) 原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。
- (11) 和歌山県の県税等を滞納していないこと。
- (12) 研修計画の承認申請において、独立の生計を営む成年者を連帯保証人として1名以上記載するものとする。また、連帯保証人の所得金額の合計が交付される資金を上回っていること。
- (13) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等、同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者
- (14) 研修計画作成にかかる留意事項
  - 独立・自営就農の場合は、就農後5年内に農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業改善計画又は同第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認

定を受けることが要件となっていることから、研修計画「2 就農時に係る計画」の経営面積、農業所得目標、経営内容が、和歌山県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）又は就農希望地の市町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」という。）を考慮したものであること。

基本方針については県のホームページに内容を掲載しています。基本構想については就農希望地の市町若しくは当該市町を管轄する振興局農業水産振興課（第11参照）にお問い合わせください。

#### 第4 交付期間及び交付金額

資金の額は、交付期間1年につき1人あたり最大150万円とする。また、交付期間は最長2年間とする。

#### 第5 申請方法等

##### (1) 申請書類

本事業に申請しようとする者は、次に掲げる書類を作成してください。

- ア 研修計画承認申請書（別記第1号様式及び別紙）
- イ 研修実施計画（別記第1号様式の別紙の別添1）
- ウ 連帯保証人調書（別記第1号様式の別紙の別添2）
- エ 履歴書（別記第1号様式の別紙の別添3）
- オ 離職票の原本、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書など雇用保険の加入の有無・加入期間を証明できるもの
- カ 健康保険証の写し
- キ 農業研修に関する確認書（別記第1号様式の別紙の別添6）の写し：先進農家・協議会等で研修する場合
- ク 和歌山県税に未納がないことを証する証明書
- ケ 連帯保証人の印鑑証明書
- コ 連帯保証人の所得証明書（所得金額が交付金額を超える、かつ現在においても同等の所得があると見込める事。）
- サ 研修中の事故による怪我等に備えた傷害保険証書の写し（交付対象となる研修期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを提出）

※事業採択の合否判定は傷害保険への加入確認後になります。

- シ 前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする）

る理由欄に記載した事情を説明する書類を提出すること。)

- ス 確約書（別記第1号様式の別紙の別添11）：研修終了後、親元就農する予定の場合
- セ 運転免許証、パスポート等の身分を証明する書類の写し
- ソ 親族の農業経営に関する確認シート
- タ 申請書類の確認表

#### （2）申請書類の提出先

申請書類は、研修先が先進農家・協議会等の場合は、研修地を管轄する振興局農業水産振興課（第11の提出先）へ提出して下さい。

研修先が県研修機関の場合は、当該研修機関へ提出して下さい。

#### （3）申請書類の提出に当たっての留意事項

- ア 申請書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、この手続きを熟読の上、様式に沿って作成して下さい。
- イ 申請書類の提出は、指定の提出先に直接持参頂くか、又は郵送等により提出して下さい。
- ウ 申請書類を郵送等で提出する場合、簡易書留等、配達されたことが証明できる方法によって下さい。また、必ず申請受付期間内に届くようにして下さい。
- エ 提出後の申請書類は、原則として資料の追加や差し替えは不可とし、審査結果によらず返却いたしませんので御了承下さい。

### 第6 申請受付期間

令和7年10月3日（金）～10月23日（木）17時必着

（直接持参される場合は、受付期間の月曜日から金曜日9時から17時までです。但し、祝日は除きます。）

### 第7 研修計画の審査等

#### （1）研修計画の審査

提出された申請書類は、事業担当課等において内容を確認した結果、適当な書類であると認められた場合は、県が別に定めるところにより設置する検討会において協議します。

また、検討会では申請者一人ずつ日本語で面接を行います。

なお、検討会は11月12日（水）に和歌山市内で開催予定です。申請者には、別途、日時や場所等について御案内しますが、11月10日（月）までに検討会の案内が届かない場合は、経営支援課扱い手育成班（電話 073-441-2932）まで連絡をお願いします。

#### （2）研修計画の承認等

県は、検討会の協議結果を踏まえ、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、申請者に通知します。

なお、県は、すべての申請者に対して、その結果を通知します。

## 第8 資金の交付に必要な手続き

研修計画の承認を受けた者は、別に定める県交付要領に基づき、資金の交付申請書を作成し、第11の提出先へ提出して下さい。

県は、交付申請書を審査した結果、資金の交付が適当であると認めた場合は、資金の交付を決定し、資金を交付します。

## 第9 交付対象者の責務

交付対象者は、県実施要綱等の定めに従うとともに、就農に向けて、誠実に研修を履行するよう努めなければなりません。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければなりません。

ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として県が認めた場合（ただし、虚偽の申請等を行った場合を除く。）はこの限りではありません。

### （1）一部返還

ア 交付対象者の要件（第3の（11）に該当する場合を除く。）を満たさなくなった場合、研修を途中で中止又は休止した場合、国や県が実施する報告の徵収や立ち入り調査に協力しない場合は、該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還しなければなりません。

イ 研修状況報告を行わなかった場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還しなければなりません。

### （2）全部返還

ア 研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと県が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）。

イ 研修（継続研修を含む。）終了後（研修中止後を含む。以下同じ。）、1年以内に原則50歳未満で第3の（5）に定める就農をしなかった場合。

ウ 独立・自営就農した者が就農後（親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

エ 独立することを前提として雇用就農した者が、第3の（7）に定めることをしなかつた場合。

オ 親元就農した者が第3の（5）のク及びケで確約したことを実施しなかった場合。

カ 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長

い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間 150 日かつ年間 1,200 時間）未満である場合。

キ 交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以内で就農状況報告等の報告を定められた期間内に行わなかった場合。

ク 虚偽の申請等を行った場合。

ケ 第 3 の (13) に該当することが判明した場合。

## 第 10 個人情報等の取扱い

提出された申請書類については、関係法令を遵守のうえ保護し、新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）の実施以外の目的には、一切使用いたしません。但し、事業の執行上、国や市町村、関係の都道府県へ情報提供しますので予め御承知おき下さい。

## 第 11 申請書類の提出先及び問合せ先

下記の (1) から (3) へ、受付期間の月曜日から金曜日 9 時から 17 時までにお願いします。但し、祝日は除きます。

### (1) 先進農家・協議会等で研修を受ける場合

研修地又は研修予定地	申請書類の提出先・問い合わせ先
和歌山市、海南市、紀美野町	海草振興局農業水産振興課（電話 073-441-3382） 〒640-8585 和歌山市小松原通り 1 丁目 1 番地
紀の川市、岩出市	那賀振興局農業水産振興課（電話 0736-63-0100） 〒649-6223 岩出市高塚 209
橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町	伊都振興局農業水産振興課（電話 0736-34-1700） 〒648-8541 橋本市市脇 4 丁目 5 番 8 号
有田市、湯浅町、広川町、有田川町	有田振興局農業水産振興課（電話 0737-63-4111） 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1
御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町	日高振興局農業水産振興課（電話 0738-22-3111） 〒644-0011 御坊市湯川町財部 651
田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町	西牟婁振興局農業水産振興課（電話 0739-22-1200） 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1
新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	東牟婁振興局農業水産振興課（電話 0735-22-8551） 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2 丁目 4-8

### (2) 県研修機関で研修を受ける場合

和歌山県農林大学校（電話 0736-22-2203）

〒649-7112 伊都郡かつらぎ町中飯降422  
和歌山県就農支援センター（電話 0738-23-3488）

〒644-0024 御坊市塩屋町南塩屋724

(3) 本事業全般についての問い合わせ先

和歌山県経営支援課 担い手育成班（電話 073-441-2932）

※本事業の詳細については、和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）実施要綱をご確認下さい。